

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 よくあるお問い合わせ

No.	質問	回答
<b>&lt;新規申請について&gt;</b>		
1	申請書はどこでもらえますか。	西宮市で把握する自立支援金の支給対象となる可能性のある方に、個別に申請書類を順次発送しております。 発送日についてはホームページ<お知らせ2>をご確認ください。申請書類が発送日からしばらくたっても届かない方については、ホームページの申請を印刷していただくか、事務センターにて申請書類の発送を受け付けておりますので、ご相談ください。
2	西宮市に住民登録がない場合も申請できますか。	自立支援金については、住民登録のある住所地を管轄する自治体への申請となります。（DVなど、住民票を移すことができない事情がある場合は、避難先自治体での対応となるので、居住自治体での申請が可能です。）
3	生活保護受給者は本支援金支給対象となりますか。	自立支援金の支給対象にはなりません。
4	緊急小口資金や総合支援資金の初回貸付を申請しましたが、不決定になりました。本支援金の対象となりますか。	自立支援金の支給対象にはなりません。
5	緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わりました。現在、総合支援資金の再貸付を申請中（または利用中）ですが、本支援金の対象となりますか。	現時点で、総合支援資金の再貸付を申請中（または利用中）である場合は、自立支援金の支給対象にはなりません。 その後に、総合支援資金の再貸付申請が不承認となった場合や、再貸付を借り終わった場合には、自立支援金の支給対象となります。 申請時期にご注意ください。
<b>&lt;求職活動要件について&gt;</b>		
6	なぜ求職活動が必要なのでしょう。	自立支援金は、総合支援資金の特例貸付を利用された方で、長期にわたり生活困窮状態が続いている方について、新たな就労や、それが困難な場合は、生活保護の利用につながるまでの期間、支援を行うものです。 そのため、自立支援金の申請にあたっては、公共職業安定所（ハローワーク）等での求職活動又は生活保護申請のどちらかが要件となります。

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 よくあるお問い合わせ

No.	質問	回答
7	現在、就労中（自営業を含む）ですが、求職活動を行う必要はありますか。	自立支援金は、単に生活費を支援するものではなく、新たな就労や生活保護の受給に円滑に移行するための支援として行うものです。そのため、現在就労中の方についても、求職活動を行っていただく必要があります。 収入増には副業によるものも含まれるため、求職活動要件を満たしていれば、必ずしも転職までは求めません。また、常用就職（期間の定めのない労働契約又は6か月以上の労働契約）を目指して活動していただく必要があるため、6か月以上の仕事を探すということであれば、必ずしも正社員でなくとも構いません。 自立支援金の支給期間は3か月間のみ（※再支給可能な場合あり）となるので、その後の生活も見据えて求職活動をしてください。
8	現在、病気療養中ですが、求職活動を行う必要はありますか。	自立支援金は、病気療養中であるかに関わらず、求職活動を行っていただくか、生活保護を申請していただくことを支給要件の1つとしています。
<b>&lt;収入・資産要件について&gt;</b>		
9	給与明細書がありません。どのような資料を提出したらよいですか。	給与明細書を紛失された場合、勤務先に再発行が可能かを確認してください。 再発行が困難な場合や、給与明細書が交付されていない等の事情がある方は、「資産・収入申告書」に提出できない理由を記入し、郵送してください（ホームページでダウンロード可能です）。
10	最近、使用していない口座がありますが、提出は必要ですか。	提出が必要です。 世帯で保有しているすべての口座について、提出をしてください。
11	収入要件について、借家の場合と持ち家の場合で基準は同一ですか。	収入基準額は同一です。
12	新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金・融資は収入・資産として算定されますか。	公的給付等のうち、新型コロナウイルス感染症対応として、臨時的に支給等されている給付金等は、収入・資産には算定されません。
<b>&lt;再支給について&gt;</b>		

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 よくあるお問い合わせ

No.	質問	回答
13	自立支援金（初回）期間中の、求職活動や報告書の提出ができていません。再支給を受けられますか。	できません。 再支給は、初回支給期間中に誠実かつ熱心な求職活動を行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった場合に限り受けられます。 初回支給期間中に求職活動要件を満たしていない等により支給中止となった場合や、毎月の求職活動等を怠った場合（例：活動回数が不足している、活動報告書を期日までに提出していないなど）は、再支給の対象外となります。
14	西宮市に転入する前の自治体で自立支援金（3ヶ月）を受給していました。再支給申請はどちらで行えばいいですか。	西宮市で再支給申請をしてください。 なお、転入前の自治体で自立支援金（3ヶ月）を受給していたことがわかる書類（支給決定通知書の写しや自立支援金の振込が確認できる通帳の写しなど）を提出してください。
15	西宮市で自立支援金（3ヶ月）を受給していましたが、市外へ転出しました。再支給申請はどちらで行えばいいですか。	現在住民登録をしている自治体へ再支給申請をしてください。 なお、詳しい申請方法等につきましては、現在お住いの自治体へお問い合わせください。
16	自立支援金（初回）期間中に常用就職しました。再支給を受けられますか。	収入や資産等要件を満たしている場合は再支給を受けられます。 ただし、再支給期間中は求職活動を行う必要があります。
<b>&lt;その他&gt;</b>		
17	住居確保給付金との併給はできますか。	併給可能です。 なお、住居確保給付金の支給額は、収入には算定されません。
18	この支援金のほかに支援策はありますか。	<a href="#">西宮市ホームページ「個人向け支援の情報」</a> に随時掲載されますので、こちらをご参照ください。